

1. 策定体制と策定過程

【策定体制】

### 長久手市景観計画策定委員会

【委員】

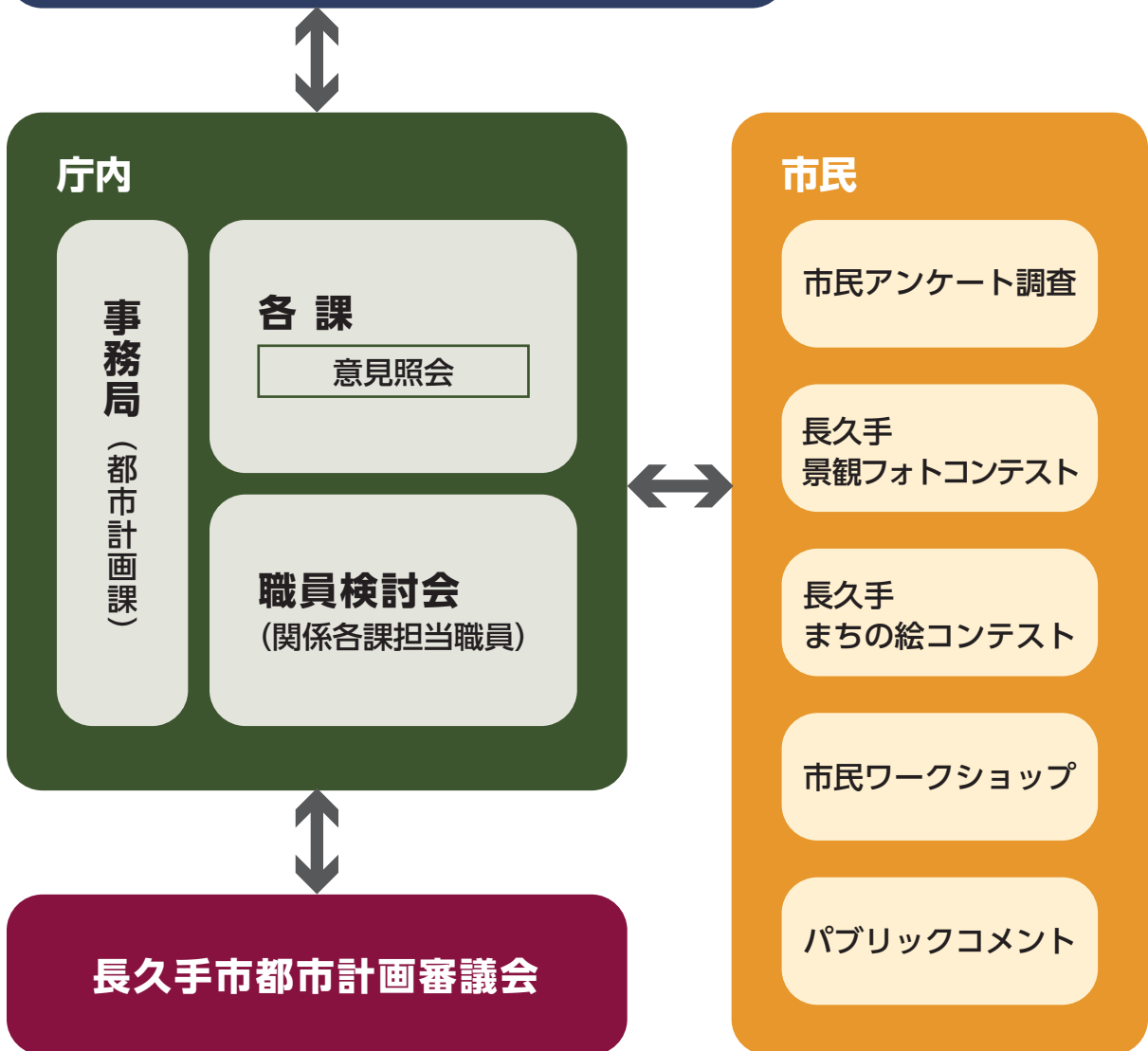
- 学識経験を有する者
- 専門的知識を有する者
- 各種団体等の代表者
- 公募により選出された者

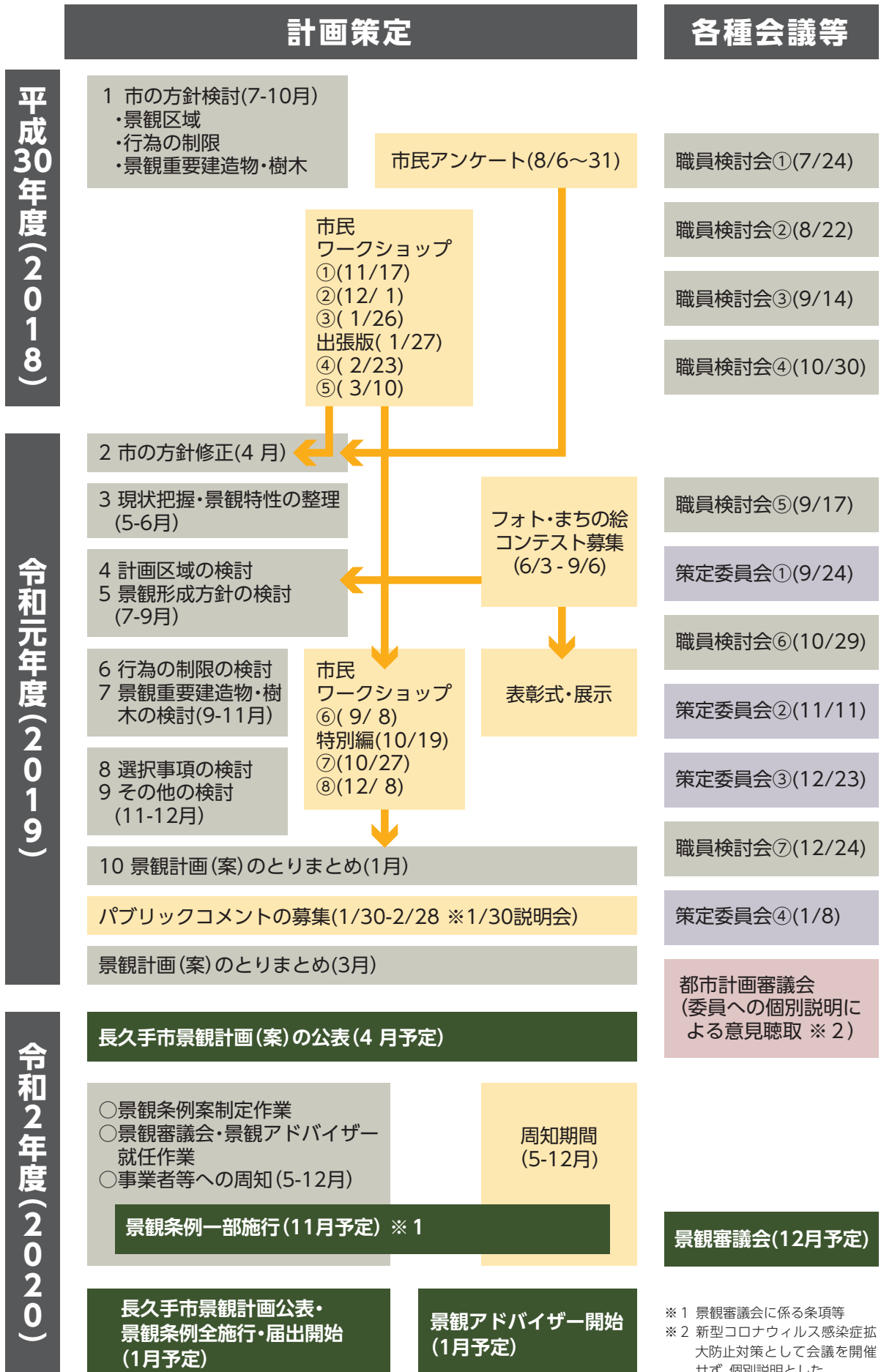
【オブザーバー】

- 愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課景観グループ

【事務局】

- 建設部都市計画





※1 景観審議会に係る条項等  
 ※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として会議を開催せず、個別説明とした。

## 2. 長久手市景観計画策定委員会

### 【長久手市景観計画策定委員会設置要綱】

(要綱の趣旨)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を策定するにあたり、必要事項を協議するため、長久手市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、長久手市景観計画（以下「景観計画」という。）の策定に関する検討事項その他必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 各種団体等の代表者又はその指名する者
- (4) 公募による市民

2 市長は、前項に規定する者のほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

3 第1項第三号委員については、同一団体等の中で委員の代理を認めるものとする。

4 委員の任期は、委嘱の日から景観計画策定の完了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年8月17日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

【長久手市景観計画策定委員名簿】

(区分ごとに50音順、敬称略)

区分	氏名	所属等	分野
学識経験者	1 伊藤 孝紀	名古屋工業大学大学院 社会工学専攻 建築・デザイン工学科 准教授	都市計画
	2 水津 功 (委員長)	愛知県立芸術大学 美術学部 デザイン・工芸科 デザイン専攻 教授	景観
	3 武田 美恵 (職務代理)	愛知工業大学 工学部 建築学科 准教授	緑化
	4 船橋 仁奈	大同大学 工学部 建築学科 准教授	建築
専門的知識者	5 國村 恵子	名古屋市水辺研究会	里山・河川
	6 酒井 賀津子	酒井設計室	景観設計
各種団体	7 伊藤 広治	公益社団法人 愛知建築士会 瀬戸支部	建築
	8 川本 達志	長久手市商工会	産業
	9 田中 美貴	一般社団法人 長久手市観光交流協会	観光
公募市民	10 岡山 徳之		
	11 都築 徳紀		
オブザーバー	野村 吉秋	愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課 景観グループ 課長補佐	

### 3. 用語解説

#### 【あ】

##### ■愛知県屋外広告物条例

屋外広告物が無秩序に設置されると景観が損なわれ、また落下、倒壊などにより事故が起こることもあることから、これらを防止するため、屋外広告物や屋外広告物を掲出する物件について、表示の仕方や場所などのルールを定めた条例。この条例は、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く、愛知県内の各市町村が適用対象となる。

##### ■アクセントカラー

一般に、狭い範囲に限定して使用される色であり、特に高彩度色、蛍光色等の色彩が使用される。広い範囲に使用される色彩との差が大きくなればなるほど、強いアクセントとなる。

##### ■イエローチョーク作戦

路上に放置された犬のフンを見つけた際に、フンの周りを黄色いチョークで囲い、日時を書くという取組み。フンの存在を目立たせることにより、飼い主に周囲の目を意識させ、放置フンの減少に効果があるとされ、本市をはじめ全国の自治体で行われている。

##### ■エリアマネジメント

特定のエリア（地域）のまちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組み。官民協働型のまちづくりへの期待から、大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地でエリアマネジメントの取組みが実践されている。

##### ■屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札、並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出、又は表示されたもの。

#### 【か】

##### ■開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。主として建築物の建築又は特定工作物（コンクリートプラント、ゴルフコース、野球場、レジャー施設等）の建設を目的として行う土地の区画、形質の変更。

##### ■既存集落

土地区画整理事業等によって市街地が開発される以前から建築物が集積している区域であり、現在も残っている区域をさす。

##### ■景観行政団体

景観法第7条に定義された自治体であり、景観法に基づく、景観計画の策定など、良好な景観の形成のための具体的な施策を実施する景観行政を担う主体。

##### ■景観協定

景観区域内の土地所有者などの合意による自主的な協定。建築物、工作物、緑、看板、青空駐車場など景観に関するさまざま事柄を一体的に協定。

## ■景観計画

景観法第8条に基づき景観行政団体が景観行政を進めるために定める基本的な景観の形成に関する計画。

## ■景観計画区域

景観計画に定められた、景観計画の対象となる区域。

## ■景観形成基準

景観法に基づく届出対象行為について、建築物等の形態、意匠、配置、色彩等に関する制限を定めている事項。

## ■景観形成重点地区

景観計画区域内で、地域の個性を活かし、特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認められる地区。

## ■景観法

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

## ■警固祭り

馬の背に標具（ダシ）を乗せ、鉄砲隊や棒隊などが警固し、地区内を練り歩きながら、火縄銃を発砲し、氏神へ奉納する勇壮な祭礼。古くから尾張と西三河の農村部で豊年祭りとして行われている。

## ■耕作放棄地

所有されている農地のうち、過去1年以上作付けされておらず、所有者が数年の間に再び作付けする考えのない農地。

## ■小牧・長久手の戦い

天正10年（1582）6月、織田信長が本能寺で明智光秀に討たれたことを発端に、羽柴（のちの豊臣）秀吉と織田信雄・徳川家康が天下をかけた戦い。

## [さ]

### ■里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域であり、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域とされる。

### ■里山

里地里山のうち、二次林（雑木林）の部分。

### ■市街化調整区域

都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないとされ、市街化を促進する都市施設も定めないとされている。

### ■シビックプライド

自らが住む都市に対して市民が持つ「誇り」のこと。単なる郷土への愛着心のみでなく、自分自身も主体となって地域をよりよくしようとする当事者意識を持つことを意味する。

## 【さ】

### ■社叢（しゃそう）

神社の境内地を囲うように密生している林地で、「鎮守の森」とも呼ばれる。神社は移転や開発により滅失することが比較的少ないため、都市化が進むなか、近代以前からの景観が残されている場合が多い。

### ■修景（しゅうけい）

元来は造園用語で庭園の美化をさすが、景観計画上は、建築物や公共施設（道路、広場、公園等）の緑化や、形態・意匠・色彩等を周辺のまちなみと調和させること、街灯、ベンチ等の配置など、景観整備一般をさす。

### ■樹林地

当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地であり、樹林には竹林も含まれるもの。本計画においては「里山」と同じ意味。

### ■ジブリパーク

愛知万博の理念を次世代へ継承し、愛・地球博記念公園の魅力と価値を一層高めるため、スタジオジブリ作品の世界観を表現する公園整備。

### ■シンポジウム

一つの問題について、数人の人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる討論会。公開討論会。

### ■スカイライン

空を背景として、山の稜線や建物の連なりなどのシルエットが描く輪郭線。

### ■生物多様性

様々な自然があり、そこに特有の個性を持つ生物がいて、それぞれの命がつながりあっており多様性があること。

### ■創造者

本景観計画において、創造者とは、新しい景観づくりを行う者であり、行政、事業者、市民、NPO、専門家などが考えられる。

## 【た】

### ■地域共生社会

制度や分野ごとの縦割りや支え手・担い手という役割を超えて、地域住民や地域の様々な主体が『我が事』として地域に参画し、人と人、人と資源が世代等を超えて『丸ごと』つながることで、住民の生きがいやくらしが共に創り上げられていく社会。

### ■地区

一定の区域の土地。

### ■デジタルサイネージ

屋外・店頭・公共空間・交通機関などで、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。

### ■土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図るため、地権者から土地を提供（減歩）してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業のこと。

### ■都市景観重点整備モデル地区

平成25年3月に策定された「長久手市都市景観基本計画」で位置付けた、重点的に景観形成を進めるモデル地区。

## 【な】

### ■長久手合戦

「小牧・長久手の戦い」の一連の出来事のうち、特に天正12年（1584）4月9日における長久手での合戦のこと。

### ■長久手古戦場

武蔵塚202番外5筆。

### ■長久手古戦場附（ながくてこせんじょうつきたり）

長久手古戦場に附（つきたり）として、御旗山、首塚、色金山の3箇所を追加され国指定史跡とされている。

### ■長久手市美しいまちづくり条例

長久手市の環境を活かした魅力あるまちづくりのために平成17年3月1日施行された条例。魅力ある景観の保全と創出、良好な住環境の形成、みどりの推進及び環境美化の推進に関する基本的な事項を定め、住民、事業者及び市が協働して取り組むことにより、誰もが住みやすい美しいまちを実現することを目的として制定された。

## 【は】

### ■プラットフォーム

まちづくりに関わる行政、団体、企業、地域住民など、さまざまな人や団体が集まり、ゆるやかな連携をするための共通の「場」となる情報共有と調整の場。

### ■プロジェクションマッピング

コンピュータで作成したCGをプロジェクタを使用して空間や物体に映像を投影し、空間演出をするもの。

### ■万博

国際博覧会条約（BIE条約）に基づいて行われる国際的な博覧会。「万博」は、世界中からたくさんの人やモノが集まるイベントであり、地球規模のさまざまな課題に取り組むために、世界各地から英知が集まる場とされる。愛知県では、日本国際博覧会（愛・地球博）が2005年に開催された。

## 【ま】

### ■まちかど広場公園

道路が交差する角などに整備する広場公園。

## 【ら】

### ■ランドマーク

都市景観や田園風景において、目印や象徴となる対象物。歴史的、文化的に価値のある建造物、記念物、特徴的な自然物など。

## 【わ】

### ■ワークショップ

元来、「工房」「作業場」等協働で仕事を行う“場”を表す言葉であるが、近年では、参加者自らが積極的な意見交換や協働体験を通じて、実践的な知識・技術を学びとる参加体験型グループ学習を指す。



# 長久手市景観計画(案)

2020(令和2)年3月

お問い合わせ先:建設部 都市計画課

長久手市岩作城の内60番地 1

TEL:(0561)63-1111(代)

FAX:(0561)63-2100

E-mail:keikaku@nagakute.aichi.jp